

広島・宮島・岩国地域観光圏整備計画

平成20年8月29日

目 次

1	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の 促進に関する基本的な方針	1
2	観光圏の区域	3
3	滞在促進地区の区域	3
4	観光圏整備計画の目標	3
5	観光圏整備事業	4
6	計画期間等	4
7	その他市長村又は都道府県が必要と認める事項	5
8	協議会に関する資料等	5
9	住民その他利害関係者の意見を反映させるため の措置及び反映状況	5

参考資料

- ・圏域図

1 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

(1) 広島・宮島・岩国地域の現状と課題

① 現状

ア 広島・宮島・岩国地域は、平和の象徴「原爆ドーム」、世界に平和を発信する「平和記念公園」、日本三景・「宮島」、日本三名橋・「岩国錦帯橋」という優れた資源を有し、JRやバス等公共交通で1～2時間圏内という距離的にも至便な位置関係にあることから、従前より広域観光ルートの形成が図られている。

イ 昭和49年には、こうした地域の特性を踏まえ行政、観光協会、宿泊・交通等観光関連団体で組織する広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会を設置し、これまで

- ・ 広域観光圏の設立
- ・ 観光客の共同誘致宣伝
- ・ 観光ルートの設定
- ・ 受入体制の整備
- ・ 共同観光宣伝印刷物の刊行

などの様々な観光振興事業を実施している。

ウ こうした事業を連携しながら推進する中、平成8年12月には「原爆ドーム」及び「厳島神社」が世界遺産登録されたこともあり、国内外の多くの観光客が広島・宮島・岩国地域を訪れるようになり、広く周遊観光ルートしても認知されている。

エ 広島市では毎年定期的に来広された観光客へのアンケート調査を行っており、その調査項目の一つに「近郊への立ち寄り場所」を挙げている。平成18年度の調査結果では、第1位が宮島で48.8%、第2位が岩国で17.1%と2地域あわせると約66%と来広した3分の2の観光客が広島・宮島・岩国地域を訪れており、一つの観光圏として定着していることが伺える。

オ また、当該地域の入込観光客数も、平成16～17年の「広島県大型観光キャンペーン」や、平成18年の「原爆ドーム・厳島神社の世界遺産登録10周年事業」などの効果もあり、ここ3年間は過去最高を更新するなど、概ね順調に推移している。

表－1 過去3年間の総観光客数の動向

(単位：千人)

区 分	平成17年	平成18年	平成19年
広島市	11,116 (231)	11,327 (294)	11,710 (312)
廿日市市宮島町	2,674 (72)	2,843 (95)	3,087 (115)
岩国市	2,460 (12)	3,265 (14)	3,393 (28)
計	16,250 (315)	17,435 (403)	18,190 (455)
前年比伸率 (%)	—	7.3 (27.9)	4.3 (12.9)

※ 広島県観光客数の動向、山口県観光客動態調査等より抜粋。()は外国人観光客

カ 外国人観光客については、官民連携によるインバウンド事業の積極的な展開やフランス語版日本旅行ガイドブック「ミシュラン」へ掲載されたことなどもあり、近年は国内観光客を上回る伸び率で増加している。

表－2 平成19年の外国人観光客の発地別の割合

(単位：%)

区 分	アジア	欧 米	その他
広島市	24.7	50.4	24.9
全国	73.4	23.2	3.4

※ 国際観光振興機構発表資料、広島市観光動向より抜粋

② 課題

ア 宿泊滞在型観光への転換に向け克服すべき課題は様々あるが、平成 19 年度に中国運輸局が観光関連団体等へ実施したヒアリング調査及び広島市が来広した観光客へ実施したアンケート調査（今後、広島市に期待すること）の結果から、主に次のような課題が抽出される。

[宿泊魅力の向上]

- ・宮島では、日本人の日帰り客の滞在時間は 2～3 時間程度にとどまっている。
- ・岩国では、宿泊客が少ないだけでなく、滞在時間が非常に短い。

[観光コンテンツの充実]

- ・広島では、日中に原爆ドームや平和記念資料館、広島城、縮景園の見学をするが、それ以外に滞在時間を延ばせるものが少ない。
- ・地域内の「食」の魅力が十分に活かされていない。
- ・夜の観光資源が不足している。
- ・歴史、文化、美術、山歩きなど多様なメニューを組み合わせる必要がある。
- ・体験できる施設が不足している。

[観光客の移動の利便性の向上]

- ・バスなどの二次交通の整備やフリーパスなど交通の整備が必要である。

イ 広島・宮島・岩国地域は、世界文化遺産の「原爆ドーム」と「厳島神社」に加え、日本三名橋の一つである「岩国錦帯橋」を有しており、また地域の中心的な都市・広島市から両地域への移動時間も概ね 2 時間以内と観光客の移動時間からみた周遊圏域を構成しているにもかかわらず、観光客の周遊行動は、広島（平和）・宮島に集中しており、短期滞在・単一資源型観光の構図がみられる。

このため、観光客の周遊を促進するための方策を検討し、滞在時間の延長を図ることにより 2 泊 3 日以上滞在に対応可能な魅力ある地域にする必要がある。

(2) 基本的な方針

前記の現状と課題を踏まえ、次の基本的な方針のもと、当該観光圏事業では本物志向の強い大都市圏のシニア世代や欧米からの外国人観光客を主なターゲットとし、「滞在型」への新たな観光イメージの創出を図ることにより、国際競争力のあるワンランク上の観光地域としての発展を目指す。

ア 地域の中心的な都市・広島市からの周遊行動の促進

- ・都市型観光の基本である個人の好奇心と行動の利便性に対応したサービスの拡充を図り広島市域での宿泊を促進（広島市域で必ず 1 泊）
- ・宮島・厳島神社や岩国・錦帯橋等を巡る多様なコースを開発し、当該地域での宿泊を促進（宮島・岩国地域で必ず 1 泊）
- ・滞在時間の拡大のため、重点事業として「食」と「夜型観光」の開発・取組を強化

イ 周遊行動の促進に向けた既存ストック（湯来・吉和・錦地域等中山間地域の観光資源等）の有効活用とプロモーションの強化

- ・優れた自然、伝統的な生産技術・生活技術に触れる交流・体験型観光の推進

ウ 移動制約の解消による周遊行動の促進

- ・幹線ネットワーク（鉄道・航空・高速バス等）と二次交通との連携強化
- ・乗り継ぎ利便性の向上及び乗継施設の充実

エ 周遊に関する情報の充実・強化

- ・観光案内所間の情報の共有化

オ 滞在時間延長に向けた体制の整備

- ・共通クーポンの導入
- ・手ぶら観光推進に係る体制整備

カ 経済波及効果調査の検討等

- ・観光圏全体を捉えた観光客の流動実態（ニーズ、消費行動等）を把握する手法の検討
- ・他地域から見た観光圏のイメージ調査

2 観光圏の区域

広島県—広島市、廿日市市、大竹市

山口県—岩国市、和木町

3 滞在促進地区の区域

広島市 —広島地区（中区、東区、南区、西区）、宿泊施設数：132

設定理由：中国地方の中核都市であり、原爆ドームなど知名度の高い資源を抱えるとともに、ホテル、旅館など多くの宿泊施設が集積している。

—湯来地区（佐伯区湯来町）、宿泊施設数：7

設定理由：歴史ある湯来温泉や湯の山温泉を備え、豊かな自然にめぐまれるとともに、国民宿舎や魅力ある宿泊施設を抱え、広島の奥座敷として親しまれている。

廿日市市—宮島地区（宮島町）、宿泊施設数：20

設定理由：世界遺産厳島神社をはじめとした数々の建造物や文化財に加え、美しく豊かな自然に囲まれるとともに、宿泊施設も集積している。

—大野地区（大野）、宿泊施設数 10

設定理由：豊かな海の幸や山の幸に囲まれた湯の里、宮浜温泉を抱え、日本を代表する名旅館など魅力ある宿泊施設が集積している。

岩国市 —岩国地区（岩国、錦見、横山、麻里布、今津、昭和、元町、三笠、室の木、山手）、

宿泊施設数 23

設定理由：日本三名橋である錦帯橋をはじめ、武家屋敷や町家が情緒あふれる風情を伝え、ホテルや旅館などの宿泊施設が集積している。

4 観光圏整備計画の目標

	単位	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
宿泊客数	千人	4,306	4,349	4,414	4,479	4,544	4,610
2泊以上率	%	14.6	14.6	15.1	15.6	16.1	16.6
リピーター率 (広島・宮島)	%	50.1	50.1	50.6	51.1	51.6	52.1
(岩国)		25.7	25.7	26.2	26.7	27.2	27.7

(1) 現状

ア 宿泊客数

- ・過去3年間（平成17年～平成19年）で3%（年平均1%）増加。

イ 2泊以上率及びリピーター率（広島・宮島、岩国）

・過去3年間（平成17年～平成19年）で3%（年平均1%）減少。

（2）目標値の設定の考え方

ア 宿泊客数

・平成20年は、事業初年度であること、及び事業期間が半年に満たないことから、前年比1%増の434万9千人を目標数値とする。

・その後は、最終年次の平成24年に、平成20年の6%増の461万人を目標数値とする。

イ 2泊以上率及びリピーター率（広島・宮島、岩国）

・平成20年は、事業初年度であること、及び事業期間が半年に満たないことから、前年と同じ数値目標とする。

・その後は、それぞれ最終年次の平成24年に、平成20年の2%増となるよう目標数値を設定する。

（3）経済波及効果

平成20年度に実施する「経済波及効果調査・検討事業」の結果を踏まえ、平成21年以降は目標値を設定する。

5 観光圏整備事業

（1）宿泊の魅力の向上に関する事業

・滞在型旅行商品化事業（平成20年度～平成24年度）

実施主体：滞在促進地区宿泊業者等

・シニア世代等誘客推進事業（平成20年度）

実施主体：広島市

（2）観光コンテンツの充実に関する事業

・食の魅力発信事業（平成20年度～平成21年度）

実施主体：飲食業組合等

・新しい夜の魅力メニュー開発事業（平成20年度～平成21年度）

実施主体：観光協会、商工会議所等

・魅力ある着地メニュー開発事業（平成20年度～平成21年度）

実施主体：観光協会等

（3）交通・移動の利便性向上に関する事業

・魅力ある二次交通整備事業（平成20年度～平成24年度）

実施主体：交通事業者等

（4）観光案内・観光情報の提供

・観光案内・情報発信機能充実事業（平成20年度～平成24年度）

実施主体：観光協会等

（5）その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する事業

・モニタリング事業（平成20年度～平成21年度）

実施主体：観光協会等

6 計画期間等

平成20年8月29日～平成25年3月31日までとする。計画を変更する際は本協議会の承認を得る。

7 その他市町村及び都道府県が必要と認める事項

基本的な方針を踏まえ、以下の考え方にに基づき、社会資本整備事業との連携を図る、

- (1) 当該観光圏に観光客が最初に立ち寄る「エントランスゾーン」である交通拠点施設及びその周辺の魅力づくりや整備等を進めていくことにより、中国地方の中核都市としての都市機能の強化を図るとともに、観光アクセスの強化や観光圏内の交流・連携の強化を図る。
- (2) 川や海などの豊かな「水」を活用したまちづくりを進める「水の都ひろしま」推進計画を着実に実施するため、河岸緑地などの整備に加え、水辺の利活用の促進や景観の向上を図り、観光客に快適で魅力的な「水の都」を目指す。
- (3) 瀬戸内海が有する歴史・文化・景観の魅力を活かすため、多様な主体の参加・連携により、瀬戸内海の実環境創造、瀬戸内の魅力発信などを行う。また、老朽化している施設の改修などを行うことにより、観光圏内外の海上交通ネットワークの強化を図る。

8 協議会に関する資料等

広島・宮島・岩国地域観光圏推進協議会規約等（別添）

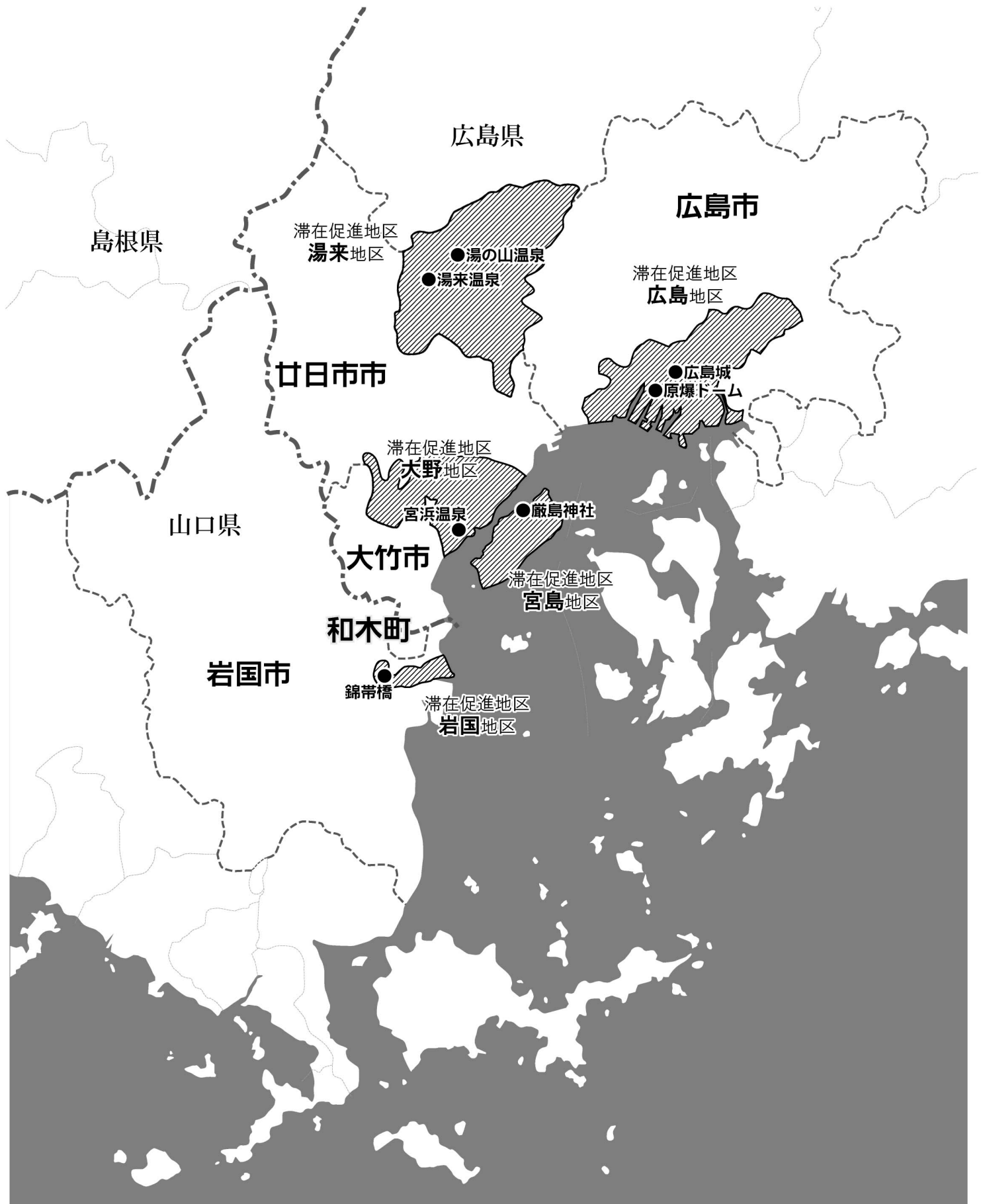
9 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況

観光圏内市町からの住民への周知及び観光関連団体の所属する各観光協会を通じて意見を反映。今後もホームページなどによる周知により意見の吸い上げを行い、随時計画に反映していく。

- ・広島市ホームページに掲載・意見募集

期間 平成20年8月20日から

広島・宮島・岩国地域観光圏 圏域図



区域図詳細（その1）広島・湯来・宮島地区



区域図詳細（その2）大野地区



区域図詳細（その3）岩国地区

